

議案第 87 号

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 4 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の施行に伴い、改正の必要を認めため、この案を提出するものである。

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

米原市個人情報保護条例（平成 18 年米原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 2 項第 1 号中「同法第 28 条」を「同法第 29 条」に改める。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に規定する規定の施行の日から施行する。

米原市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第35条 略</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第9条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止または消去</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第37条 以下 略</p>	<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第35条 略</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第9条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止または消去</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第37条以下 略</p>

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に規定する規定の施行の日から施行する。